

マスコミ関係各位

2020年12月18日

明治学院大学が、私費外国人留学生緊急給付金(新型コロナウイルス感染症対応)を新設

明治学院大学(学長 村田 玲音、東京都港区)は、在学中の私費外国人留学生への生活費支援を目的として、給付金を新設いたしました。

【給付額】 20万円を上限

【願書配布・受付期間】 12月7日(月)～12月22日(火)

【手続き方法について】「私費外国人留学生緊急給付金 募集要項」を確認の上、「申請書式(A4判用紙に印刷)」を提出。※上記以外の提出書類は募集要項に記載。

本学では、正規課程で学ぶ私費外国人留学生を対象として、経済的負担を軽減するとともに大学の国際交流に寄与することを目的とし、申請を行った留学生に対して、審査を経て授業料の30%を減免する制度をすでに運用しております。今回、この減免制度に加え、経済的理由により学業の継続が途絶えることのないよう、給付金を新設いたしました。勉学意欲があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により家族からの十分な経済的支援(仕送り)を受けることができないなど、生活費の調達が難しくなった留学生への支援が目的です。この給付金の活用により、本学での学びが深められますよう推進してまいります。



明治学院大学学長 村田 玲音 コメント

明治学院大学ではこの春以降、コロナ禍による経済的困難で学業の継続が難しくなった学生への支援を続けてまいりました。その一環として、今回は私費外国人留学生の生活費支援を目的とした支援策を新たに設けました。

異国の地で勉学を続ける留学生は、コロナ禍による被害をより強く受けていることと思います。今回の給付金を利用し、本学での学業を滞りなく進めることができるように願っています。

この奨学金制度の対象にならず、経済支援を必要としている学生につきましても、引き続き相談を受け、サポートを続けてまいります。

12月7日付「私費外国人留学生緊急給付金(新型コロナウイルス感染症対応)のご案内」

https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/scholarship_information/covid-19shogakukin.ryugakusei

【取材に関するお問い合わせ】

明治学院大学 総合企画室広報課 担当: 圓道・小川

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 E-mail: koho@mguad.meijigakuin.ac.jp

<https://www.meijigakuin.ac.jp/>